

発 行  
福井県大野市天神町1番1号  
大 野 市 役 所  
電 話 (代) 6-1111  
郵 便 番 号 9 1 2  
印刷 松浦印刷所



7月の人口の動き

出生	男 31	女 30	計 61
死亡	” 20	” 19	” 39
転入	” 51	” 38	” 89
転出	” 42	” 36	” 78
世帯数	10,217 (前月- 3)		
人 口	42,574 (前月+33)		
男	20,521	女	22,053

# 緑豊かなふるさと大野を

## 寺島市長が当選

### — 新決意を述べる —

任期満了による市長選挙は、無投票で寺島利鏡現市長が当選しました。

第6代の市長として8月6日初登庁、12日に開かれた臨時市議会では「議会ならびに市民のご協力を得ながら『緑豊かなふるさと大野』の建設を目指し、①子供がよい環境で育つまち②若者には働きがいのあるまち③婦人には暮らしやすいまち④老人には安らぎのあるまちづくりを進めたい」と新たな決意を述べ、これからの市政運営の方針と重点施策を明らかにしました。



市職員に迎えられ登庁する寺島市長

## 重点は福祉など5施策

大野市の恵まれた天与の条件を生かしつつ、だれからも愛され親しまれる『緑豊かなふるさと大野』の建設を進めるため、次の5つを重点施策とします。

### 1 教育文化の振興を図る

校舎の鉄筋化を促進し、体育館、グラウンドを建設する。社会教育の振興と、文化財の保護を図る。

### 2 福祉を充実する

児童館、保育園、遊び場を増設し、老

人の生きがい対策、身体障害者の保護と幼児・成人の健康対策を進める。福祉センターを建設する。

### 3 産業の振興を図る

農地基盤整備の促進と農業の近代化を図る。第2次林業構造改善事業を実施する。繊維産業の振興と中小企業、商店街の近代化を進め、新規産業を育成する。

### 4 生活環境を整備する

豊かな水資源を確保する。土地区画整理事業を促進し、バイパス道路を完成する。公害・交通・除雪の対策を徹底し、消防力を充実する。市道の改良、赤根川等の河川改修を促進する。ゴミ焼却場を建設する。

### 5 広域行政を推進する

越美南・北線の連結と大野墨俣線の国道昇格。国道157号、158号線の拡幅整備を図る。奥越観光レクリエーション地帯の開発を進める。

## ごあいさつ

このたびの市長選挙におきまして無投票当選となり、引き続き三たび市政を担当することになりました。これひとえに市民各位の絶大なご支援のたまものであり、まずもって厚くお礼を申し上げます。

もとより微力ではありますが、過去8年間の貴重な経験を生かし、情性に流れることを強く戒めるとともに、新たな決意と意欲をもって山積する課題

に取り組んでまいりたいと思います。

また、新しいまちづくりの基本は「思いやり」と「助け合い」の精神にあることを深く認識し、社会教育の充実を図り『緑豊かなふるさと大野』建設のため渾身の努力を傾注する所存でございます。

なにとぞ、今後一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

大野市長 寺島利鏡

# 公害の規制基準できる

**環境保全  
条 例**

## 9月30日から全面施行

大野市環境保全条例が4月1日に公布されて、ちょうど5か月になります。この条例は、事業者、市民、市が一体となって公害を未然に防ぎ、快適な生活環境をつくっていかうというものです。排水、騒音、大気などの具体的な規制基準は、6か月

以内に規則で定めることになっていましたので、9月30日からこの規則と共に全面施行になります。条例および規則で定められた重要な事項を中心にこの内容を紹介しましょう。

### よい環境を子孫へ

今日までの高度経済成長は、私たちの生活に物質的な潤いを与えてくれました。しかし、そのひずみが今いろいろな公害問題となって現われています。

大野市ではまだ問題がそれ程深刻ではありませんが、このままの状態ですと、自然破壊が進み、生活環境が悪くなるのは明らかです。

市民の財産である美しい空気・水・緑を生活の中に積極的に生かすことは、今私たちが最も心しなければならぬことですし、これを子孫へのプレゼントにすることは大切な義務でもあります。

このため、これから私たちが工夫し、努力しなければならない基準としての条例が制定されたのです。



### 市の責務

#### 指導、監視を積極的に

市民の健康を守り、よい生活環境を保全するための計画の策定や指導、自然環境を守る必要がある地域の指定などを行います。

また、公害に対しては基準づくりをはじめ、調査、監視、勧告を行うほか、工場等の設置が基準に適合しないときの改

善命令や、公害防止協定の締結、公害紛争の調整、立入検査など、積極的に幅広い責務があります。

### 市民の責務

#### まわりを住みやすく

自分の土地や建物をきれいにし、周辺の環境美化に努めるとともに、市の実施する施策に協力していく責務があります。地域の環境阻害行為の規制としては、  
①建物を建てようとする者は、近隣の人に日照障害を及ぼさないようにする②中・高層の建物を建てた者は、近隣の人の



電波障害を生じないようにする③道路・公園など、公共の場所で公衆に印刷物を配布し、またてんぷ（貼付）したときはその後を清掃する④夜間（午前10時から翌日の午前6時）は騒音により周辺の生活環境を損なわない⑤人家が密集する地域で、動植物の残骸を放置して不快な臭気を発生させないこと。またふん尿な

第1表 排水の規制基準（主なもの）

項 目	区		
	既 設	新 設	
濁 度 (単位 PPM)	日間平均	100	70
	最 大	150	100
水 素 イ オ ン 濃 度	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/l)	日間平均	120	120
	最 大	160	160
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/l)	日間平均	150	150
	最 大	200	200
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm <sup>2</sup> )	日間平均	3,000	3,000

# 悪臭は楽に感じる程度

どの散布で悪臭を発散させたり、ハエを発生させたりしないよう措置をする⑥河川・水路・下水路に汚物・汚水や油類を捨てないこと一などです。

## 事業者の責務

### 環境を破壊しない

自己の責任と負担で環境破壊を防止する措置を行い、市の施策に積極的に協力する責務があります。

特に今度の規則で定められた規制基準では、どのような工場・事業所が、どのような基準を守らなければならないかが明記されており、改善命令に違反した者は1年以下の懲役、または10万円以下の罰金に処せられます。



## 排 水

条例第15条 工場等を設置している者は、当該工場において規制基準に適合しないばい煙、粉じん、汚水廃液、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭を発生させ、又は排出させてはならない。

第2表 騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 午前 6～8時	屋 間 午前 午後 8～7時	夕 午後 7～10時	夜 間 午後 翌朝 10～6時
第1種区域 (第1種住居専用地域)	45 <sup>ホン</sup>	50 <sup>ホン</sup>	40 <sup>ホン</sup>	40 <sup>ホン</sup>
第2種区域 (第2種住居専用地域 住居地域)	50	60	50	45
第3種区域 (近隣商業地域、商業 地域、準工業地域)	60	65	60	55
第4種区域 (工 業 地 域)	65	70	65	60
そ の 他 の 区 域	65	70	65	60

1日当たり平均排水量が30立方メートル以上の工場・事業所並びに採(砕)石、砂利採取、土石採取、生コンクリート製造場排煙洗浄施設がある工場、と畜場、へい獣処理場、動物飼養施設は第1表の規制を受けます。

ただし、排出量1日当たり平均50立方メートル以上の工場・事業所は、すでに水質汚濁防止法、県公害防止条例の適用を受けています。

## 騒 音

〔条例第15条〕

織物工場、燃糸、採(砕)石、砂利採取、土石採取、製材所は第2表の規制を受けます。

なお、第一種区域以外で学校や保育園、病院、図書館、老人ホームがある周囲50メートルの所では、この値から5ホン減じた値が基準になります。

騒音の規制については、すでに騒音規制法、県公害防止条例で、昭和47年5月1日に別表2の第1種から第4種までの地域指定と騒音の基準値が示され、規制

を受ける工場・事業所の施設として織物採石など1種が上げられています。

これらの工場施設は、昭和50年4月30日までに規制基準に合うよう、改善しなければなりません。



## 悪 臭

〔条例第15条〕

と畜場、へい獣処理場、物品製造・加工工場、自動車整備・解体工場など、並びに用途地域内で牛1頭以上、豚5頭以上、鶏100羽以上、その他の地域では牛10頭以上、豚50頭以上、鶏1,000羽以上飼育する事業所は、敷地境界線上で第3表の臭気強度0～3度でなければなりません。

第3表 悪臭の規制基準

臭気強度	臭 気 の 程 度
0 度	無 臭
1 度	やっと感知できるにおい
2 度	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3 度	らくに感知できるにおい
4 度	強いにおい
5 度	強烈なにおい

第4表 燃 料 基 準

工 場 等 の 区 分	燃 料 使 用 量 (単位 Kℓ/日)	いおう含有量 (単位 %)
既 設	0.5以上 1未満	2.2 以下
	1 以上	2.0 以下
新 設	0.5以上 1未満	1.7 以下
	1 以上	1.5 以下

ん。すでに牛なら10頭以上、豚なら50頭以上、鶏なら1,000羽以上飼育の事業所は県公害防止条例の適用を受けています。

スマイル

「騒音規制」

わたしはどんなもん  
でしょうか？

——往復高イビキ

コーナ—



燃 料

条例第16条 工場等設置者は、い  
おう酸化物による大気汚染を防止す  
るため、規則で定める燃料基準に適

合する燃料を使用しなければならない  
い。

基準は既設と新設の工場に分けて、値  
がそれぞれ第4表のように定められてい  
ます。

第5表 集じん装置基準

ばい煙発生施設		集 じ ん 装 置
種 類	規 模 又 は 能 力	
ボ イ ラ ー	重油を燃料とするもので1 時間当たりの使用量が3キ ロリットル以上のもの	電気集じん装置又はこれと同等以 上の能力を有する集じん装置を設 けること。
	重油を燃料とするもので1 時間当たりの使用量が1キ ロリットル以上3キロリッ トル未満のもの	洗浄集じん装置もしくは遠心力集 じん装置、又はこれらと同等以上 の能力を有する集じん装置を設け ること。
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり100 kg以上のもの	電気集じん装置もしくは洗浄集 じん装置、又はこれらと同等以上の 集じん能力を有する集じん装置を 設けること。
骨材乾燥炉	バーナーの重油燃焼能力が 1時間当たり50リットル以 上のもの	

第6表 地下浸透防止施設基準

工場等の種類	規 模	地下浸透防止施設
採(砕)石、砂利 採取及び土石採取 を行う工場又は事 業所	すべてのもの	汚濁水(切羽水・岩石洗浄水・場内水) の凝集沈でん・ろ過処理施設を設けるこ と。
給油又は自動車整 備を行う工場又は 事業所	すべてのもの	場内(解体する物体を集積する場所を含 む)をコンクリート舗装とし油分除去施 設を設けること。
自動車解体所		
生コンクリート製 造工場	すべてのもの	汚濁水(洗浄水・場内水)の凝集沈でん・ ろ過処理施設及び中和処理施設を設ける こと。
排煙洗浄施設を有 する工場又は事業 所	すべてのもの	汚濁水の凝集沈でん・ろ過処理施設及び 中和処理施設を設けること。

ばい煙

条例第17条 工場等設置者で、ば  
い煙を発生する施設を設置する者は  
大気汚染による公害を防止するため  
当該施設に規則で定める集じん装置  
を設けなければならない。

これから新設、増改築する工場に限っ  
て第5表の基準が適用になります。

地下浸透



条例第18条 工場等設置者で、汚  
水又は廃液若しくは油類を排出する  
者は、汚水等の地下浸透、又は流失  
により公害を発生させないため、規  
則で定める地下浸透防止施設を設け  
なければならない。

既設、新設を問わず、第6表の防止施  
設が必要です。

届け出の義務

規制基準対象の工場を設置しようとす  
る者は、工事開始の30日前に市長に届け  
出なければならないことや、届け出の後  
に建物の構造、公害防止の方法などを変  
更しようとする時は、その工事開始30日  
前に変更届けを出す義務があります。ま  
た事故発生時の応急措置と届け出、な  
らびに再発防止のための措置に関する計  
画の提出などが義務づけられています。

施設の改善は早く

上記5つの規制に該当する既設の工場  
事業所は、基準に適合しないところがあ  
ればできるだけ早く改善するように努め  
なければなりません。改善命令などの条  
例は昭和51年9月30日から適用になりま  
す。

京 福  
電 車

# 60年間ありがとう

## バスが大野一勝山間27往復

京福電鉄越前本線京福大野一勝山間(8.6km)が廃線になり、そのお別れ式が8月12日京福大野駅で行われました。

式には関係者や名残りを惜しむ市民等約300人が出席。大上支社長が「赤字でやむなく廃線になりましたが、今後はバス輸送に全力をつくします」とあいさつし、寺島市長は「奥越地方の文化、経済の発展に大きく貢献した電車が消えるのは誠にさびしい」と別れのことばを述べました。「サヨナラ電車」は午後4時32分、螢の光、のメロディの流れるホーム



市民に見送られて京福大野駅を離れるサヨナラ電車

を離れ、60年間の歴史を閉じました。同本線は大正3年4月に新福井一大野口間が開通し、以来福井と奥越を結ぶ唯

一の足として市民から親まれてきましたが、近年経営に赤字が続きやむなく廃線になりました。8月13日からは電車にかわり、バスが大野一勝山間を午前5時40分から午後10時5分までの間、27往復しています。

なお大野口駅構内、軌道敷地など2万7,034平方メートルは、市が購入し、将来道路の拡幅や、公共施設に活用していきます。

## 「素朴でいいね」

### 城まつりに8万人参加

第7回おおの城まつりは「しっちょいな節」や「大野音頭」など郷土の踊りを中心に半月間繰り広げられ、延べ8万人の人出でにぎわいました。今年の特徴は、市制20周年記念事業の太鼓まつりに県下の有名な太鼓グループを招いたことや「神子踊り」を新たに普及種目に加え、「しっちょいな」とともに肉声で音頭をとるなど郷愁をそそる工夫がされました。市外からも多くの客がみえたので、そのうちの3人にまつりについての感想を聞いてみました。

松田靖夫さん(34歳、名古屋市) 昨年も来ましたが、ゆかた姿がこっちは多くなったようです。踊りは「神子踊り」が素朴でいいですね。大野でなけれ



ば味えないものだと思います。

筒井秀子さん(中年婦人、近江八幡市) 八幡市もことし市制20周年で盆踊り大会をすることになっていますので、愛好者で研究にきました。大野市は人情味豊かですし、踊りの指導者が実に親切です

松田治男さん(青年、福井市) 見物人が半数以上もいるのはよくない雰囲気づくりに工夫がほしいですね。

## 栄、石田、米村氏が当選

### 市議会議員補欠選挙

8月4日に行われた市議会議員補欠選挙の結果、次の3氏が当選されました。

栄 正夫(上野 32歳) 4,598票  
石田政治(中野町 65歳) 4,185票  
米村 武(要町 38歳) 3,153票

▷ 当日の有権者数

男13,934 女15,796 計29,730

▷ 投票者数および投票率

男6,469(46.43%) 女7,655(48.46%) 計14,124(47.51%)



16

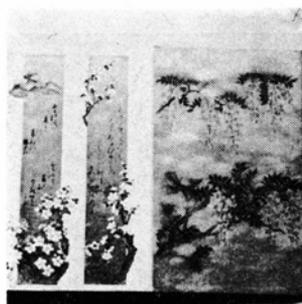
## 徳川初期短冊帳

大野市横枕の野尻家には徳川初期の短冊帳が所蔵されていて、市の文化財に指定されています。

伏見宮邦永親王、二条左大臣綱平卿ら親王・公卿20人の四季の花をよんだ歌1首ずつが

短冊に書かれ、短冊の上下に歌題の花の彩色絵があしらってあります。

別に奉書紙に書かれた歌題と筆者名



がついていますので、筆者と年代がわかりますが、みごとな筆跡、帳装の美しさ、保存の完好と、この種の短冊帳として最上

のものといえましょう

写真は表紙と第1ページの歌

梅 富士見の宮邦永親王

うちつけに身にそしめるむめの花

にほひは袖に色はころに

桜 二てう左大臣

綱平卿

たつね来てみつは高ねの桜花

けふも雲とそなをおもはん

# 油は漏れていませんか

## 多い乾燥機による火災

秋の収穫期を迎えましたが、年々もみ乾燥機による火災が多くなっています。

昨年は大きな火事が3件あり、大切な収穫を灰にしています。使用のときは特に次のことに注意して下さい。

- 1、バーナーの燃焼部をよく掃除し、異常燃焼をしないか点検する。
- 2、燃料パイプ、接続部から油漏れが

ないか。  
 3、燃料を補給するときは、バーナーの火を消して行う。

- 4、灯油とガソリンを間違えて補給しないか確かめる。
- 5、停電しても、電磁弁の作動が正常に働くか点検する。
- 6、使用中監視して異状がないか確かめる。
- 7、乾燥機の近くには燃えやすい物を置かない。



### ◆……県政バス教室に参加を

県政バス教室が次のように行われます  
ご希望の方は、9月18日(水)までに県広報課県民相談室(福井市大手3丁目17～1)へ住所、氏名、年齢、連絡方法を往復はがきを書いて申し込んで下さい。

<期 日> 9月25日(水)

<集 合> 国鉄越前大野駅 8時20分

<対象・人数> 一般50人

<コース> 越前大野駅→美浜原電→レインボーライン→園芸センター→高等技能学校→越前大野駅午後6時着

### ◆……文化祭のテーマ論文を募集

第8回大野市総合文化祭は、11月1日から3日まで市民会館を主会場に開かれます。このテーマ論文を次のように募集しますので奮ってご応募下さい。

テーマ「見る、創る、伝えるよろこび」  
テーマの意味するもの  
古くから受け継がれてきて今に残るもの、時代の波に乗って生まれた新しいもの、

―― 今月の市民相談 ――		
交通事故相談	10日(火)	
	午前10時～午後4時	市役所
行政・人権相談	10日(火)	
	午後1時～午後3時	市役所
心配ごと相談	毎週木曜日	
	午前9時～正午	市役所
家庭児童相談	平日毎日午前8時30分～午後5時。ただし土曜日は正午まで	市役所
社会保険相談	20日(金)	
	午後1時～4時	大野織物工業協同組合
人権相談	17日(火)	
	午前10時～午後3時	大野公民館
労働相談	20日(金) 午後1時～4時	大野商工会議所

### みんなで防ごう交通事故

#### 秋の全国交通安全運動

9月21日～30日

#### <重点目標>

歩行者・自転車利用者の事故防止  
特にこどもと老人を交通事故から守ろう。

#### 交通事故状況(大野署管内)

年別	区分	総件数	人身事故	死者	傷者
49年		133	117	7	158
48年		156	139	5	190

(各年8月20日現在、大野署調べ)

の、それぞれ捨て難いよさがある。目で耳で心で、それを味わうよろこび。  
足で立って動き、手でものをつくるのは人間の特性。そこにはまた、創るよろこびがある。

ふるさと大野にふさわしい有形・無形の文化財は、個人で、グループで、むらやまちで、後の世に永く伝えよう。

#### 募集規定

- 1、応募資格 大野市民
- 2、字 数 400字詰原稿用紙5枚以内
- 3、締 切 日 10月5日まで
- 4、提 出 先 大野市天神町1～1 市教育委員会内「大野市総合文化祭実行委員会」
- 5、表 彰 入選3点に賞状、賞品を

### ◆……4日に耳鼻更生相談が

耳鼻更生相談が9月4日午後1時から3時まで大野保健所で開かれます。

耳・鼻で身体障害者手帳を受けたい方はおいで下さい。

織欲しと思ふ(青そん)

M生

秋の収穫期を迎えましたが、年々もみ乾燥機による火災が多くなっています。昨年は大きな火事が3件あり、大切な収穫を灰にしています。使用のときは特に次のことに注意して下さい。



夏の全国高校野球大会、六万有余の観衆をのんでの甲子園球場における優勝戦、そして閉会式が終わるとさしものマンモス・スタン

現代は交通機関の発達で、陸も海も空も日本列島は移動する人でいっぱいである石川達三は「流れゆく日々」の中で、それは人間の帰巣本能であろうが、脱都会現象のすさまじさをみる思いで、その裏には俗都会の醜悪さ、環境云々の意味を述べている。▼当市でも約十万人が動いたとある人が言っていたが、これらの人たちも去ってまた元の表情にもどった。今であり、そこには夏の終わりがあ

▼二期、休暇明け海や山やグラウンドで日焼けした顔、あるいはアルバイトで学費をかせいだ学生たちも、再び教室に帰るわけだが、○二期に入るや途端に熱発見(友二)、でありたくない。そして初秋二百十日の厄日の訪ずれとなるが○静かなる二百十日の萩を剪る(かな女)でありたい。▲やがて中秋ともなれば、春に南から渡って来たツバメも再び南方へと去る。市役所の屋上にどこからともなく集まるツバメたちの一大集団はすでに大野の風物詩となった。人家の軒やはりに巣を作り、育てられた子ツバメも交えて彼らとの再会を願う心情に浸るのもこのごろである。○つばくろの帰れば羽

# 財政公表

昭和48年度の各会計の決算状況を公表します。

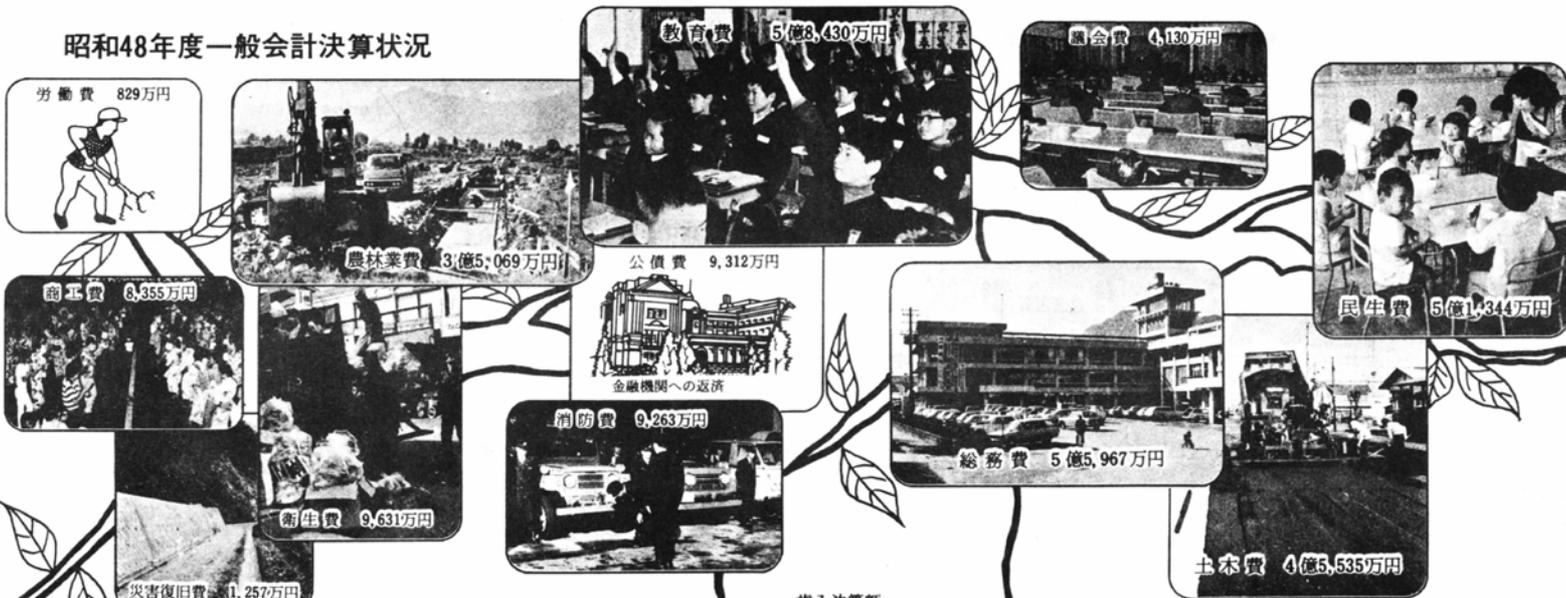
これは市の財政がどのように運用されたか、皆さんが納められた税金がどのように利用されたかを、正しく理解していただくために作成したものです。



発行  
福井県大野市大野町1番1号  
大野市役所  
電話(代)6-1111  
郵便番号 912  
印刷 松浦印刷所

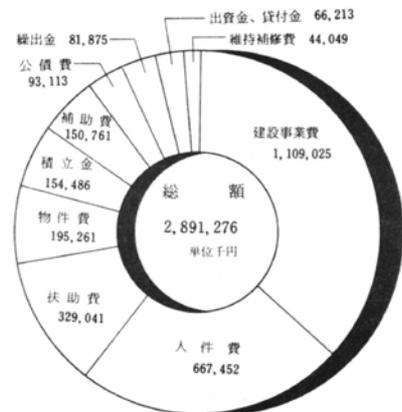
人口 42,574 (住民基本台帳7月末現在)  
42,241 (昭和45年国勢調査)  
世帯数 10,217 (住民基本台帳7月末現在)  
10,092 (昭和45年国勢調査)  
面積 541.66 平方キロメートル

## 昭和48年度一般会計決算状況

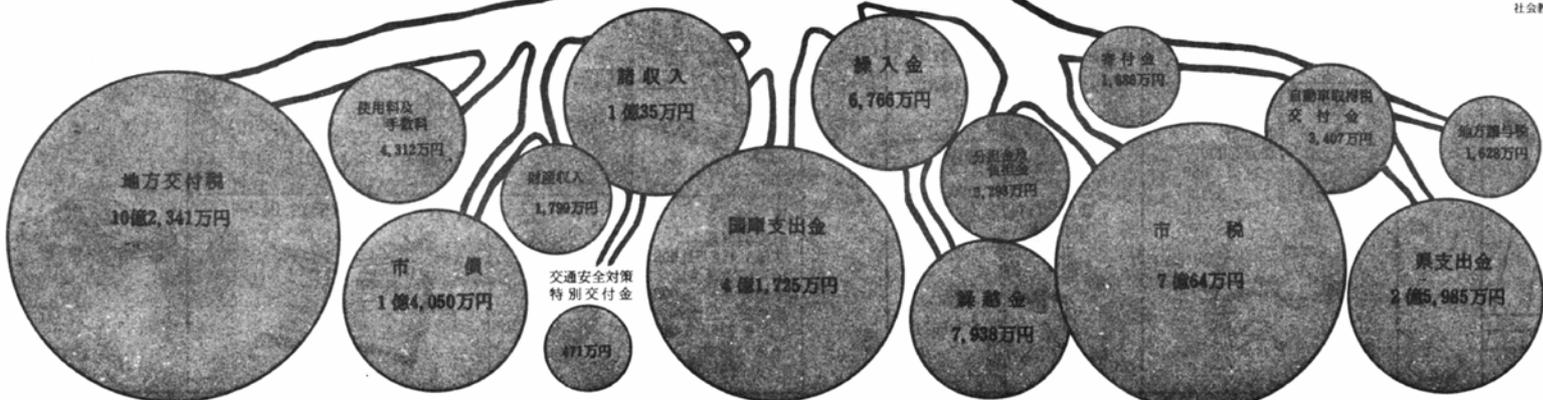
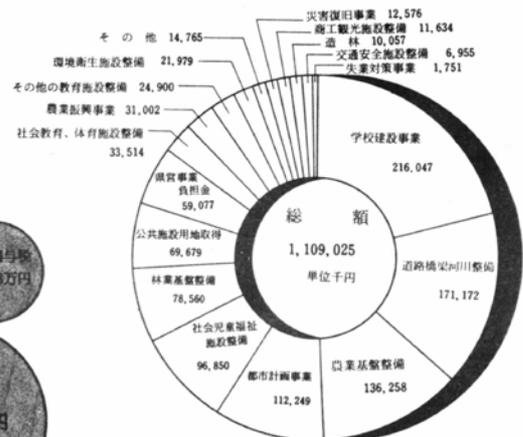


歳入決算額  
29億5,507万円  
歳出決算額  
28億9,127万6,000円  
歳入歳出差引残額  
6,379万4,000円

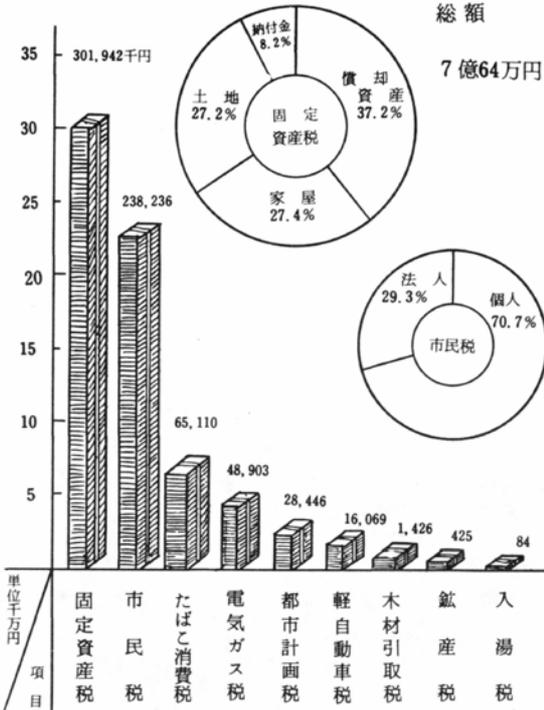
## 性質別決算額



## 建設事業費の内訳

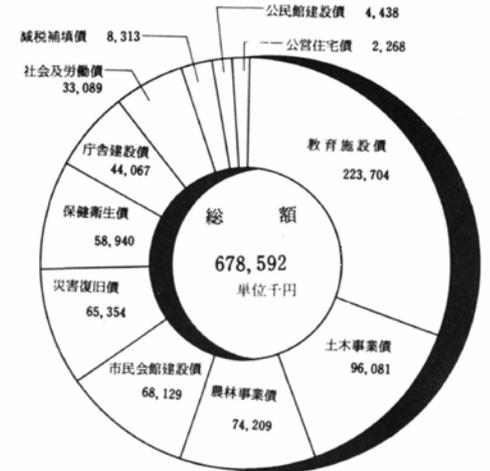


市税の収入状況

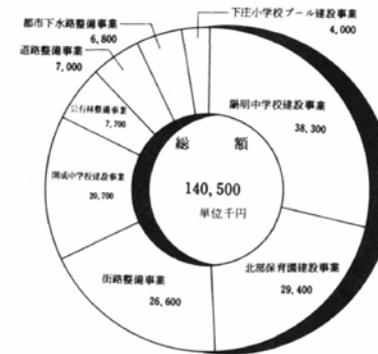


1世帯当たり	市税負担額	1人当たり
23,350円	市 民 税	5,601円
29,598	固定資産税	7,099
1,575	軽自動車税	378
6,381	たばこ消費税	1,531
4,793	電気ガス税	1,150
140	木材引取税	34
42	鉦 産 税	10
8	入 湯 税	2
2,788	都市計画税	669
68,670	合 計	16,473

昭和48年度末目的別市債の現在高



昭和48年度市債の借入状況



昭和48年度 特別会計決算の状況

<p><b>国民健康保険事業</b></p> <p>歳入 4億6,531万円 歳出 4億6,242万4,000円 被保険者数 20,365 1人当たりの保険料 9,069円 療養費20,578円 (保険者負担分)</p>	<p><b>南部土地区画整理事業</b></p> <p>歳入 435万5,000円 歳出 268万9,000円</p>
<p><b>簡易水道事業</b></p> <p>歳入 723万円 歳出 722万2,000円 水道、給水世帯 689 給水人口 3,100</p>	<p><b>北部土地区画整理事業</b></p> <p>歳入 1億5,988万4,000円 歳出 1億5,142万円 街路築造など</p> <p><b>食肉処理場事業</b></p> <p>歳入 138万2,000円 歳出 111万6,000円 事業実績 牛 149 豚 617 其他 2</p>

<p>建物延べ 85,743㎡ 宅地 379,723㎡</p>	<p>山林 1,152.3ha その他 10.8ha</p>	<p>有価証券 88万円</p>
<p><b>公有財産の状況</b></p> <p>昭和49年3月31日現在</p>		
<p>基金 財政調査基金 2億3,452万1,000円 土地開発基金 1億3,980万7,000円 教育施設整備基金 8,725万5,000円 その他基金 741万9,000円</p>	<p>出資金 1,175万9,000円</p>	<p>自動車 37台</p>

